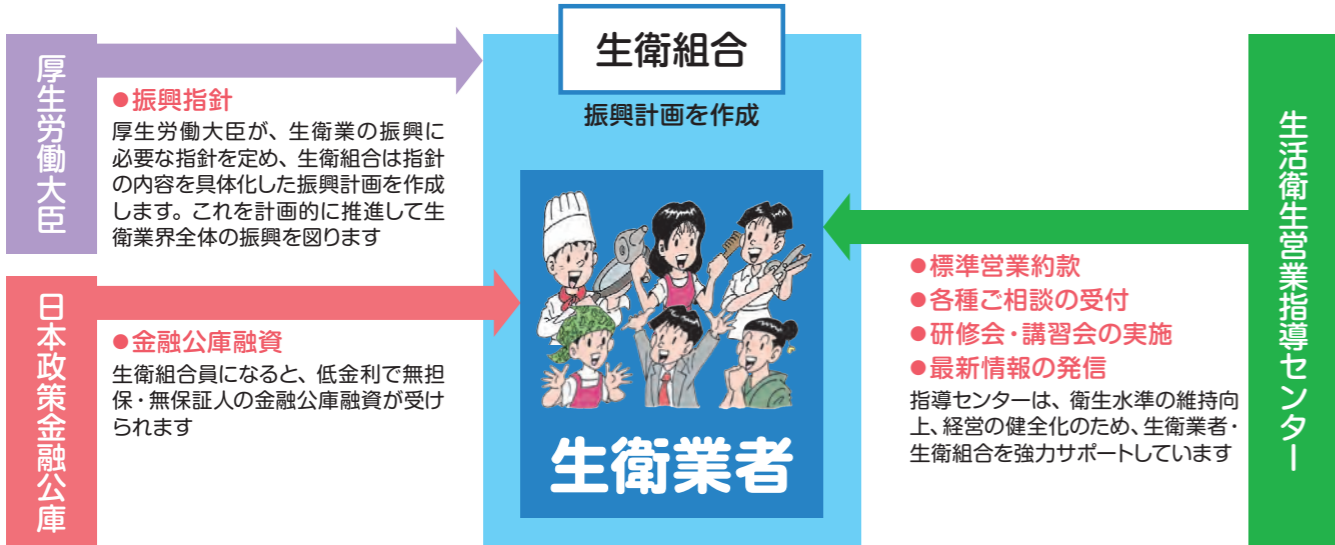




生衛法は、私たち生衛業の 振興・発展を支援する法律です

生衛法に基づいて設立された生衛組合は、営業者の自主的活動による生衛業界振興のための組織です。国、指導センター、日本政策金融公庫は生衛組合を支援しています



生衛法はこのような法律です

生衛法第1条(目的)

この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料

金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もつて公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

岡山県生活衛生同業組合のお問い合わせ先(組合加入やご相談などお気軽にどうぞ)

名称	所在地	電話番号
岡山県理容生衛組合	岡山県岡山市北区南方2-3-37	086-225-3071
岡山県興行生衛組合	岡山県岡山市北区駅前町1-6-1 福武観光(株)内	086-223-3001
岡山県クリーニング生衛組合	岡山県岡山市北区清輝橋2-1-6	086-224-8530
岡山県公衆浴場業生衛組合	岡山県岡山市南区若葉町4-6	086-264-5674
岡山県美容生衛組合	岡山県岡山市北区岩田町1-16 プロスビル3階	086-222-3221
岡山県旅館ホテル生衛組合	岡山県岡山市北区出石町1-2-4 鷹匠ハイツ201	086-233-5583
岡山県食肉生衛組合	岡山県岡山市中区桜橋1-2-43	086-270-2911
岡山県鮪商生衛組合	岡山県岡山市北区大供1-4-15	086-223-7779
岡山県飲食業生衛組合	岡山県岡山市北区中央町9-20	086-222-7525
岡山県料理業生衛組合	岡山県岡山市北区南方3-8-23	086-231-4797
岡山県喫茶飲食生衛組合	岡山県岡山市北区表町1-8-46 第1丸本ビル302	086-222-8014
岡山県食鳥肉販売業生衛組合	岡山県岡山市中区福泊150-10 (有) よしきフーズ内	086-276-6361
岡山県社交料飲生衛組合	岡山県岡山市北区表町3-6-9	086-223-1782

公益財団法人 岡山県生活衛生営業指導センター

〒700-0824 岡山県岡山市北区内山下1丁目3番7号 県土連ビル2階

TEL 086-222-3598

FAX 086-222-3598

11月は生活衛生同業組合活動推進月間です

生衛業経営の皆様と生衛組合の活動を支援する基本法

生衛法制定
60周年

平成29年
生衛業を守って60年

平成12年

第16次改正
法律名称を環衛法から「生衛法」に変更

昭和54年

第8次改正
生衛法の目的を生衛業の振興と消費者保護に改正
都道府県・全国指導センターの設立

昭和32年

生衛法6月制定・9月施行
生衛組合が設立される
※当時の名称は「環衛法」

昭和30年

生衛業の経営安定のための法律制定を国会に請願

昭和20年代後半

低料金店の出現などで生衛業界は過当競争で社会問題化

支えられて60年 私たちと生衛法

生衛法は、私たち生衛業の営業を支援し、公衆衛生の向上を図る法律です。昭和32年に制定・施行され、平成29年に60周年を迎えました。



公益財団法人 岡山県生活衛生営業指導センター

生活衛生営業指導センターは、衛生水準の維持向上及び経営の健全化の観点から、生衛業の皆さまを支援する組織です。